## 第5章 諸外国の関係機関との協力

## 1．概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して，会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され，平成 14 年以降，世界各国 で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中，各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的と して，金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）（注）主催により，第1回監査監督機関会議がワシントンD．C．において非公式に開催 され，我が国を含む 9 カ国（日，米，英，独，仏，伊，加，豪，星）が参加 した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが，常設の国際会合設立 の機運が高まり，平成 18 年 9 月にパリで開催された第5回監査監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR（イフィアール）： International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が，審査会の主催により，平成 19 年 3 月に東京で開催され，22 カ国の監査監督当局が参加した。その後，平成 25 年 3 月 までに 12 回の会合が開催されており，IFIAR加盟国数は，平成 25 年 3 月末現在で 44 カ国•地域となっている。

審査会は，IFIAR における活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに，各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより，監査の品質の確保•向上に向けた国際的な協力関係の構築•充実に努めている。
（注）FSF は，平成 21 年 4 月に開催された第 2 回金融•世界経済に関する首脳会合（ロン ドン・サミット）の宣言を踏まえ，より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織とし て，金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成されている。

2．監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）
（1）組織等
（1）目的
IFIARは，憲章（Charter）において，以下を活動目的としている。
i 監査事務所の検査に焦点を当て，監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。
（2）組織
IFIAR は，メンバー資格を有する各国の監査監督当局から構成され， その意志決定は，原則として，全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため，個人資格としての議長及び副議長を置き，議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。日本は，アブダビ，カナダ，ドイツ，オランダ，スペインと共に 6 力国で構成される諮問委員会のメンバーに選出されている。

また，IFIAR には，現在，6つのワーキング・グループが設けられて おり，それぞれの目的等は以下の通りである。

16大監査ネットワーク・ワーキング・グループ
6 大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネ ットワークの品質管理体制」等のテーマについて，各ネットワークと継続的に対話を交わし，品質管理における改善状況や各ネットワーク の組織展開状況を当局間で共有している。
（注）6 大監査ネットワークは，Deloitte Touche Tohmatsu，Ernst \＆Young，KPMG， PricewaterhouseCoopers，BDO 及びGrant Thornton で構成されている。
－基準調整ワーキング・グループ
国際監査•保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や，監査業務に係る基準設定機関との連携等について，意見交換を行うことを目的としている。

ハ 検査ワークショップ・ワーキング・グループ
検査官の技能研鑽と検査手法•経験の共有を目的として設立され，毎年，IFIAR 検査ワークショップが開催されている。当ワーキング・ グループは，検査ワークショップの企画•調整及び事後的な評価等を行っている。

二 投資家との対話ワーキング・グループ
監査報告書のユーザーたる投資家と，監査品質，監査報告書のあり方等について対話することを目的としており，IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画•調整等も行っている。

ホ 国際協カワーキング・グループ
監督当局同士の規制及び検査に関する，実務的な情報交換を促進す ることを目的としている。

《IFIAR の組織図》

（2）活動状況
（1）本会合
イ 第 11 回会合（釜山会合）
平成 24 年 4 月 16 日から 4 月 18 日の日程で，韓国金融監督院（FSS： Financial Supervisory Service）及び韓国金融委員会（FSC：Financial Services Commission）の主催により開催された。

同年3月に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）は IFAIR に対して，監査の品質向上のため，金融機関の外部監査に関す る監査監督の有効性を強化することを要請。当該会合では，当該要請 を受けた今後の作業計画が承認されたほか，IFIAR における対内外コ ミュニケーションの向上のための取組みに関する優先項目について合意がなされた。その他，IFIAR 会合の年1回化に伴い必要となる IFIAR憲章の改正案が，憲章の規定に基づき正式に承認（批准）された（P234資料 4－1，P235資料4－2参照）。

## ロ 第 12 回会合（ロンドン会合）

平成24年10月1日から3日の日程で，英財務報告評議会（FRS：
Financial Reporting Council）の主催により開催された。当該会合で は，FSB からの要請に関し，新たなタスク・フォースの設置を決議す ることに合意した。また，今後の IFIAR 常設事務局の設置を含めた組

織改定を検討すべき方向性を確認した（P238 資料 4－3，P239 資料4 －4参照）。

《監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）会合開催実績》

|  | 期 間 | 場 所 | 参 加 当 局 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 平成19年3月22．23日 | 東京 | 22 力国－地域 |
| 第2回 | 平成19年9月24．25日 | トロント | 21 力国•地域 |
| 第3回 | 平成 20 年4月9～11日 | オスロ | 22 力国•地域 |
| 第4回 | 平成 20 年 9 月 $22 \sim 24$ 日 | ケープタウン | 21 力国－地域 |
| 第5回 | 平成 21 年4月27～29日 | バーゼル | 30 力国－地域 |
| 第6回 | 平成 21 年 9 月 14～16日 | シンガポール | 29 力国－地域 |
| 第7回 | 平成 22 年3月12～24日 | アブダビ | 30 力国－地域 |
| 第8回 | 平成 22 年 9 月 27～29日 | マドリッド | 37 力国－地域 |
| 第9回 | 平成 23 年 4 月 11～13日 | ベルリン | 34 力国－地域 |
| 第10回 | 平成 23 年 9 月 $26 \sim 28$ 日 | バンコク | 29力国•地域 |
| 第11回 | 平成 24 年4月16～18日 | 釜山 | 32 力国•地域 |
| 第12回 | 平成 24 年 10 月 $1 \sim 3$ 日 | ロンドン | 39 力国－地域 |

（2）検査ワークショップ
第1回 IFIAR 東京会合において，各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し，検査官の技能研鑽を図ることを目的として，IFIAR メ ンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認 された。以降，検査ワークショップ・ワーキンググループの企画•調整 により，毎年開催されている。

今年度は，平成 25 年3月4日から3月6日の日程で，スイス連邦監査監督庁（FAOA：Federal Auditor Oversight Authority）の主催により開催さ れ， 38 力国•地域から 118 名の検査官等が参加した。我が国からも検査官を派遣した。当会合では，13 の個別セッション等が設けられ，「リス クベースの検査アプローチの共通要素」のセッションにおいて，検査官 が我が国の検査における考慮事項等を紹介するなど，ワークショップの

開催に貢献した。また，その他の各セッションに参加し，各国検査にお けるI T 専門家の利用や検査方法等について情報収集を行った。

《IFIAR 検査ワークショップ開催実績》

|  | 期 間 | 場 所 | 参 加 当 局 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 平成19年5月30．31日 | アムステルダム | 22 力国•地域 |
| 第2回 | 平成 20 年1月29－ 30 日 | ベルリン | 20 力国•地域 |
| 第3回 | 平成 21 年 2 月 11～13日 | ストックホルム | 25 力国－地域 |
| 第4回 | 平成 22 年 2 月 $9 \sim 12$ 日 | パリ | 31 力国－地域 |
| 第5回 | 平成 23 年 2 月 $23 \sim 25$ 日 | ワシントン | 30 力国－地域 |
| 第6回 | 平成 24 年3月5～7日 | アブダビ | 32 力国－地域 |
| 第7回 | 平成 25 年3月4～6日 | チューリッヒ | 38 力国－地域 |

3．その他
（1）各国当局等との意見交換
企業活動のグローバル化を踏まえ，連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等，国境を越えた監査手続きの品質確保がこれ まで以上に重要になっており，グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は，IFIAR会合及び 6 大監査ネットワーク・ワーキンググループ， IFIAR 検査ワーキング・グループ等への参加を通じて，各国当局との情報交換及び連携強化を積極的に図っている。その他，IFIAR における活動以外にも，監査検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として，二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換を随時行い，各国当局との協力関係の構築•充実に努めている。

また，審査会と金融庁は，平成 24 年 10 月 3日にマレーシア監査監督委員会（AOB）との間で，平成 25 年 3 月 26 日にオランダ金融市場庁（AFM） との間で，監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換 により，監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となった。

その他，国際的な業界団体と意見交換を実施し，我が国の監査監督制度や最近の検査結果の概要について紹介するなど，情報発信にも努めて いる。
（2）セミナーへの参加
監査検査に係る課題や検査の経験の共有等を目的としたセミナーが海外の監査監督機関の主催により開催されており，各国当局との連携強化及び監査検査に係る情報収集等を図る観点から，審査会から検査官を派遣している。

今年度は，米国 PCAOB 主催の国際監査人監督インスティテュート（平成 24 年 11 月5日～11月7日）に検査官を派遣したほか，AOB 主催の第 2 回 ASEAN検査ワークショップ（平成 25 年 1 月 14 日～1月16日）にも検査官を講師として派遣し，ワークショップ開催に貢献した。

4．今後の課題
（1）各国監査監督当局との連携強化
企業活動のグローバル化により，国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等，監査業務におけ るクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ，国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。また，世界的な経済•金融情勢が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から，国際的な監査の品質を確保するため，IFIARにお ける我が国プレゼンスの向上及び各国当局との連携強化がますます重要と なっている。引き続き IFIAR の活動に積極的に参画するとともに，国際会議や各種のワーキング・グループ開催時等を活用し，我が国としての関心事項及び各国監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換や，審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供を行う必要がある。また，意見交換等の成果について，関係者間の速やかな情報共有及び審査会の事務運営における積極的活用を図っていく必要がある。

監査監督当局間の情報交換の枠組み構築（ニ国間ベース）についても， その締結に向け引き続き積極的に交渉を進めるとともに，構築した枠組み をより具体的に活用できるよう，各国監査監督当局と密なコミュニケーシ ョンを取り，更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。
（2）会計•監査制度を巡る国際的動向への対応
会計•監査制度を巡る国際的な議論の動向について，金融庁の関係部局 はもとより，日本公認会計士協会や証券取引所など関係機関とも幅広く連携を図りつつ適時の情報収集に努め，関係者間の速やかな情報共有を図る必要がある。さらに，議論の内容が監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響及び構ずべき措置等についての分析•検討，監査事務所に対す る審査及び検査への反映等について，必要な対応を適時的確に実施してい くことが重要な課題と考えている。

